

稲敷市公共施設再編方針（案）

～公共施設適正配置に係る基本的な考え方～

令和7年10月

目 次

I	稲敷市公共施設再編に関する検討の経緯	…1
II	稲敷市の将来像に関する計画での拠点等の位置づけ	…3
III	公共施設再編の方針について	…15
IV	長期的に見た公共施設再編の取組	…20
V	廃止対象施設利用者に対する説明会の実施	…21
VI	公共施設再編に向けた今後の取り組み	…24

I 稲敷市公共施設再編に関する検討の経緯

1. これまでの経緯（令和3年度まで）

本市では、平成17年3月の市町村合併以降、全国的な趨勢と同様に、人口減少、少子高齢化が進行しており、令和3年には市の一部である旧桜川村が、翌4年には市全域が過疎地域指定されました。

本市の公共施設再編の取組については、合併以降、旧町村庁舎の新庁舎への統合や小学校の再編等、一定の成果が見られているものの、まだ、旧町村単位で同規模同用途の施設が残っている状況も見受けられます。

多くの公共施設を維持し続けていくためには、修繕や改修の費用が必要となるだけでなく、施設を維持し続けるだけでも、光熱水費、各種法定点検に係る委託費や敷地内の剪定等の費用負担が重くのしかかってきます。実際に、令和6年度決算額では、施設の維持管理に要するランニングコストとして、約9.5億円を支出しています。これは本市の予算規模の約5%を占めており、今後、人口減少がさらに進み財政状況が厳しさを増すことが避けられない状況では、利用率の低い施設や老朽化の著しい施設については、統廃合の取組を進めていくことが重要です。

表-1は、これまで本市が策定した公共建築物やインフラ施設の整備計画の一覧です。平成28年度に国からの要請に基づき策定した公共施設等総合管理計画では、今後30年間で公共建築物の延床面積の総量を3割削減すること、及びインフラ施設への投資的経費の3割削減するという目標を立てています。また、個別の整備計画や長寿命化計画については、学校施設、スポーツ施設、住宅施設といった公共施設及び、上下水道、橋梁といった公共インフラの分野で策定しています。また、公共建築物全体の再編方針についても、平成27年度に「公共施設再編方針」を策定し、旧庁舎の本庁舎への統合、沼田運動公園の廃止等の取組を進めてきました。

このように、これまでの取組で一定の成果は見られているものの、今後、本市が持続可能な行政運営を行っていくためには、再編の取り組みを更に進めるため、身の丈にあった公共施設・インフラサービスのあり方について、早急に具体的な検討を行うことが求められています。

表-1 これまでに策定した公共施設等の各種計画一覧

	策定年月	計画名称	担当部署
公共建築物系	H22.3 (2010)	学校再編整備実施計画	教育政策課
	H27.3 (2015)	公共施設再編方針	特定事業推進課
	H27.3 (2015)	学校跡地利活用計画	特定事業推進課
	H31.3 (2019)	学校施設長寿命化計画	教育政策課
	R2.3 (2020)	市営住宅等長寿命化計画	建設課
	R3.3 (2021)	保有施設保全計画	特定事業推進課
	R4.3 (2022)	屋外スポーツ施設個別計画	スポーツ振興課
インフラ施設系	H28.5 (2016)	公共施設等総合管理計画	特定事業推進課
	H29.3 (2017)	水道事業経営戦略	上下水道課
	R3.2 (2021)	農業集落排水施設最適整備構想	上下水道課
	R3.3 (2021)	橋梁長寿命化修繕計画	建設課
	R4.3 (2022)	汚水処理施設修繕・改築計画 下水道ストックマネジメント計画	上下水道課

2. 令和4年度からの取組

このような背景を踏まえ、本市では令和4年度より施設再編の具体的な取組を開始し、具体的には令和4年度に「公共施設管理運営コスト検討調査」を、令和5年度に「稲敷市公共施設適正規模等の検討」を実施し、以下の内容について整理しました。

- (1) 公共施設管理運営に要しているコスト（以下、「維持管理コスト」と言う。）と今後の財政見通しから算出した公共施設の維持管理に使うことができる予算（以下、「投資可能額」と言う。）を分析、比較しました。結果の概要は表-2のとおりですが、比較の条件により違いはあるものの、令和6～13年度の期間において、維持管理コスト（223.6億円）が、投資可能額（129.4億円）を大きく上回る見通しであり、今後、早急に施設の統廃合を進めていく必要があることが明らかになりました。
- (2) 各施設の利用状況分析を行うとともに、「公共施設に関する市民意向調査」を実施し、各施設を利用している市民の割合や利用の頻度についての分析を行いました。その結果、社会教育施設については、4ヶ所の公民館を年に1度でも利用している市民の割合は11～23%であり、施設により差があるものの比較的高い結果となりました。一方で、社会体育施設については、屋外運動施設を年に1度でも利用している割合が3～15%、体育館については2～23%と、施設によっては極端に低い施設もある結果となりました。また、利用状況の推移については、社会教育施設、社会体育施設ともに、コロナ前と比べて減少傾向にあることが分かりました。特に一部のコミュニティセンター、野球場や体育館では、利用者が半数以下に減少している施設もみられる状況です。

これらの結果を踏まえると、本市が今後持続可能な行政運営を行っていくためには、

- ①これまで着手できなかった施設の統廃合を進めること、
- ②その中でも、特に利用している市民の割合が低く、かつ、利用率の低い施設を優先的に、統廃合を進めること

の2つの取組を進めていくことが急務であると言えます。

表-2 今後の維持管理コストと投資可能額の比較

○維持管理コスト			
分類	具体的な施設例	令和6年度～13年度までのコスト見込（億円）	備考
公共建築物系	行政施設・保健福祉施設・公民館・体育館・屋外スポーツ施設・市営住宅・小中学校等	89.8	
公共インフラ系	上下水道施設・道路・橋梁等	133.9	うち上下水道（企業会計）70.5億円
合 計		223.6	
○投資可能額（新築事業等臨時的経費を除き平準化後）			
令和6年度～13年度までの投資可能額（億円）		129.4	

単年度当たり不足額：約11.8億円（企業会計分（上下水道）を除く一般会計ベースの単年度不足額は約3.0億円）

Ⅱ 稲敷市の将来像に関する計画での拠点等の位置づけ

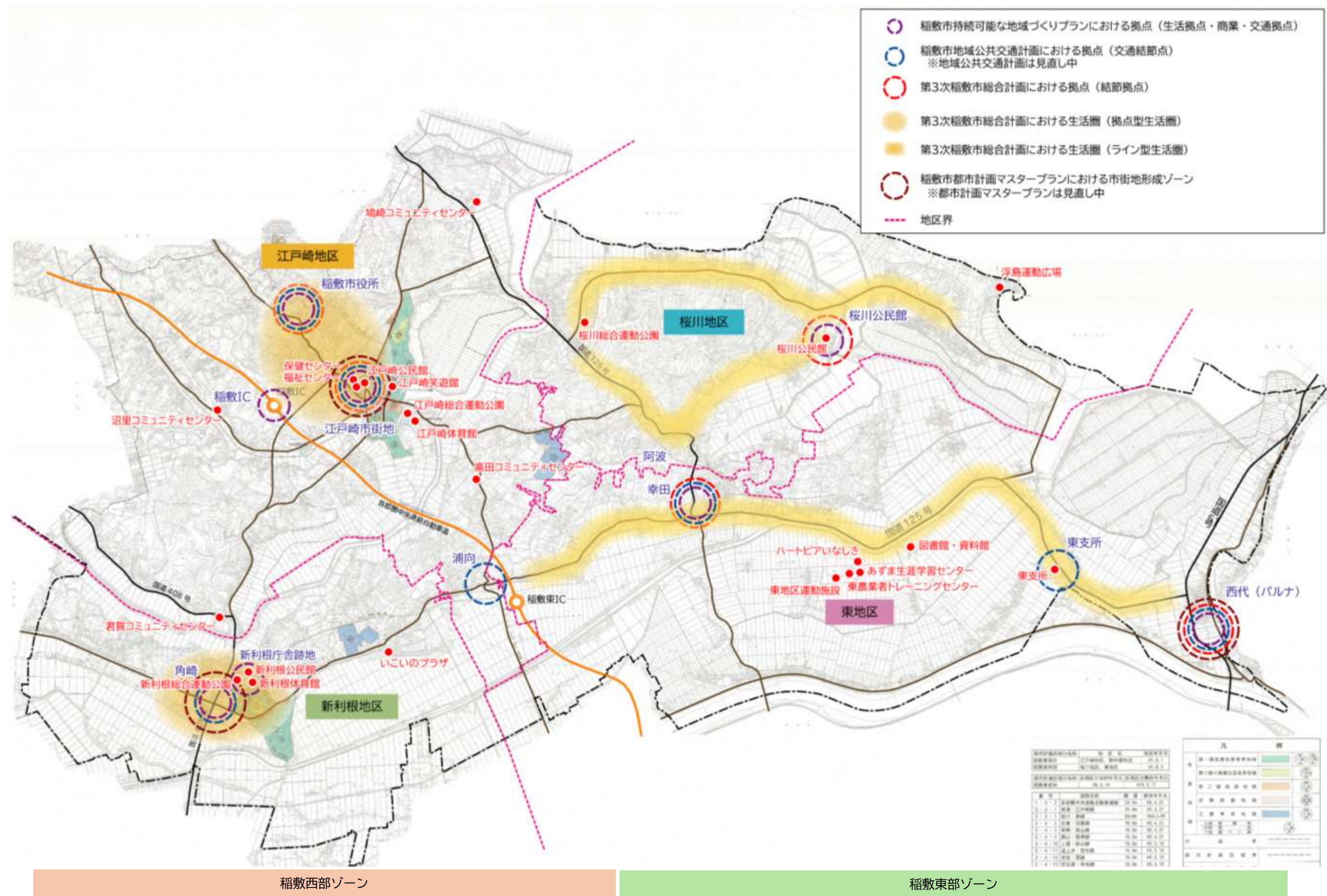
1. 基本的なゾーニングと拠点の考え方

○本市の将来像については、第3次稲敷市総合計画において、人口減少や高齢化が進む中で、「拠点形成の誘導」と「連携」という方向性を示しており、生活支援サービス機能や公共サービス機能、公共交通機能等の集約化を意図しています。

○本市では、江戸崎地区と新利根地区が線引き都市計画区域、桜川地区と東地区が非線引き都市計画区域となっていることから、前者では市街化区域を中心とする拠点形成、後者では幹線道路沿道を中心とする拠点形成を目指すこととしています。

区分	地区名	取組の方向性
稲敷西部ゾーン	江戸崎地区 新利根地区	○都市計画上の市街化区域となっている江戸崎市街地周辺から市役所周辺及び柴崎から角崎地区を生活の拠点として位置づけています。
稲敷東部ゾーン	桜川地区 東地区	○最も東に位置する西代地区の商業施設周辺が市外との拠点となっていますが、市民の生活圏は国道125号と県道竜ヶ崎潮来線及び県道江戸崎新川線にかけてライン型に形成されています。また、桜川地区では公民館がコミュニティの拠点として認知されてきているほか、阿波・幸田地区では国道125号のバイパス整備が進んでおり、市内外を結ぶ交流軸の形成を目指しています。

図-1 稲敷市の将来像に関する計画での拠点等の位置づけ



2. 各計画の概要

(1) 第3次稲敷市総合計画（令和6年3月）

①将来像の考え方

市政運営の最上位計画として、まちづくりの基本理念や将来像を示し、その実現のために、まちづくりの方向性を総合的にまとめた計画で、いわば「まちづくりを進めていくための道しるべ」となる計画です。

令和3年4月に桜川地区（旧桜川村）が、そして翌令和4年4月には市全域が過疎地域に指定されるなど、市を取り巻く状況は大きく変わっていることを受け、市民の皆様の幸福感や満足度の高い生活を創出・維持していくために、令和6年度を初年度として策定しています。

本計画では、稲敷市の将来像を次のように示しています。

【総合計画における稲敷市の将来像の考え方】

○持続可能なまちづくりを推進していくため、4地区それぞれで異なるコミュニティを大切にしながら、自然、歴史・文化などのさまざまな地域資源や特性を踏まえた地域づくりを推進するとともに、それぞれの地区が補完し合うような連携・ネットワークの構築を図ることで、将来像である「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち」の実現を目指していくこととします。

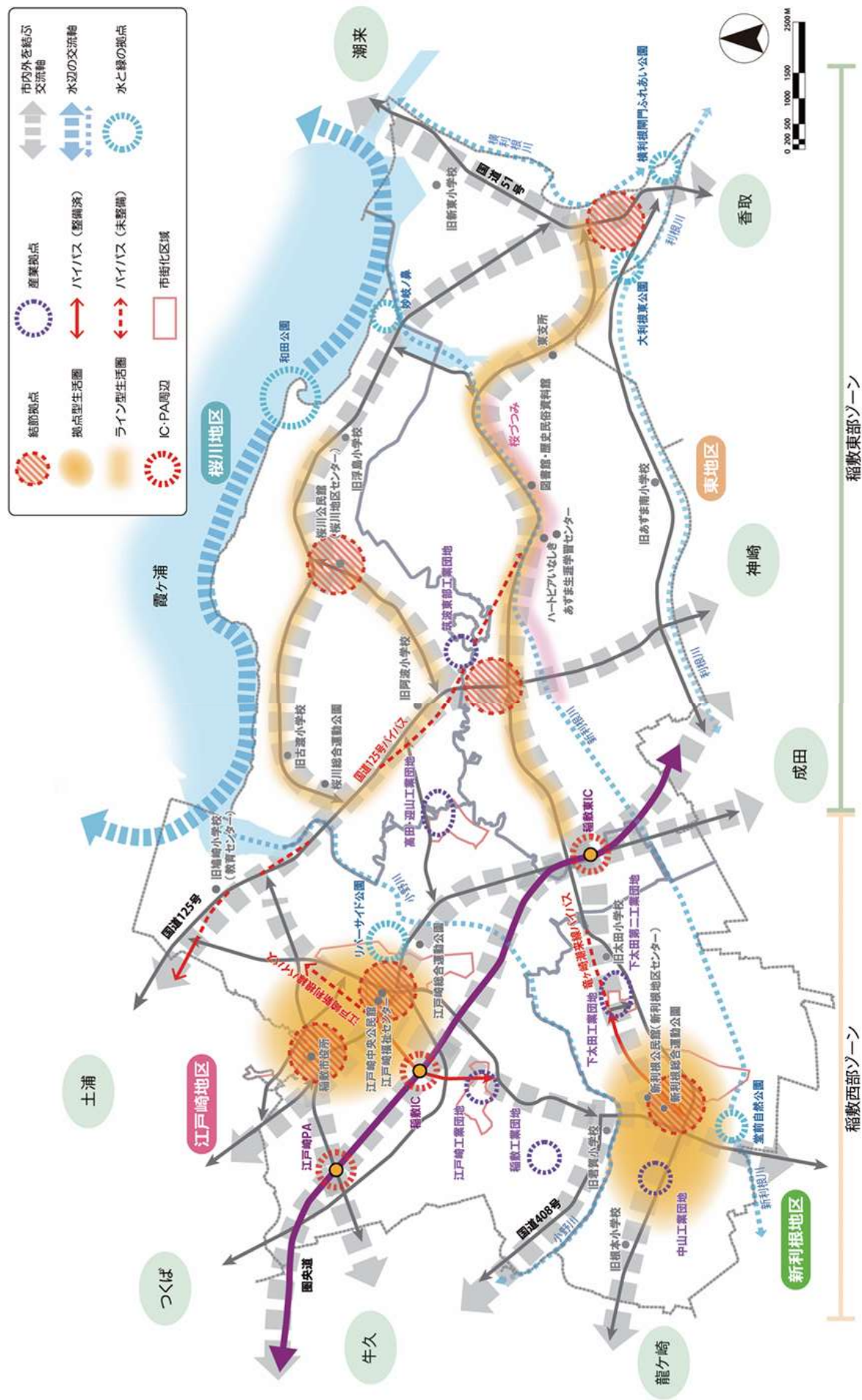
○そのため、4地区の土地利用の方向性と役割を設定し、これを基本に、適正かつ合理的な土地利用を推進することで、将来にわたって住み続けたい持続可能なまちづくりを展開していきます。

②土地利用の基本方針

第3次総合計画では、4つの土地利用の方針を示しており、公共施設の再編にあたっては、特に③と④との整合性を考慮する必要があります。

土地利用の方針	今後実現化を目指す土地利用
①地形特性を踏まえた多様な土地利用の推進	○貴重な自然環境の維持・活用 ○広大な農地の計画的な保全 ○台地部等の都市的土地利用の推進
②産業拠点と新たな開発ポテンシャルによる活力ある土地利用の推進	○圏央道の IC・PA 周辺土地利用の高度化 ○主要幹線道路の整備に伴う沿線地域のポテンシャル活用 ○未利用の公有地における地域に即した有効利用の促進
③多様なネットワークと結節拠点づくりによる交流軸の形成	○ターミナル機能を有した「結節拠点づくり」 ○市内外を結ぶ交流軸の形成 ○水辺の交流軸の形成
③集約・拠点化による持続可能な生活圏の形成	○「結節拠点」をハブとしたネットワークの強化 ○稲敷西部ゾーンでの「拠点型生活圏」の形成 ○稲敷東部ゾーンでの「ライン型生活圏」の形成

図-2 土地利用構想図



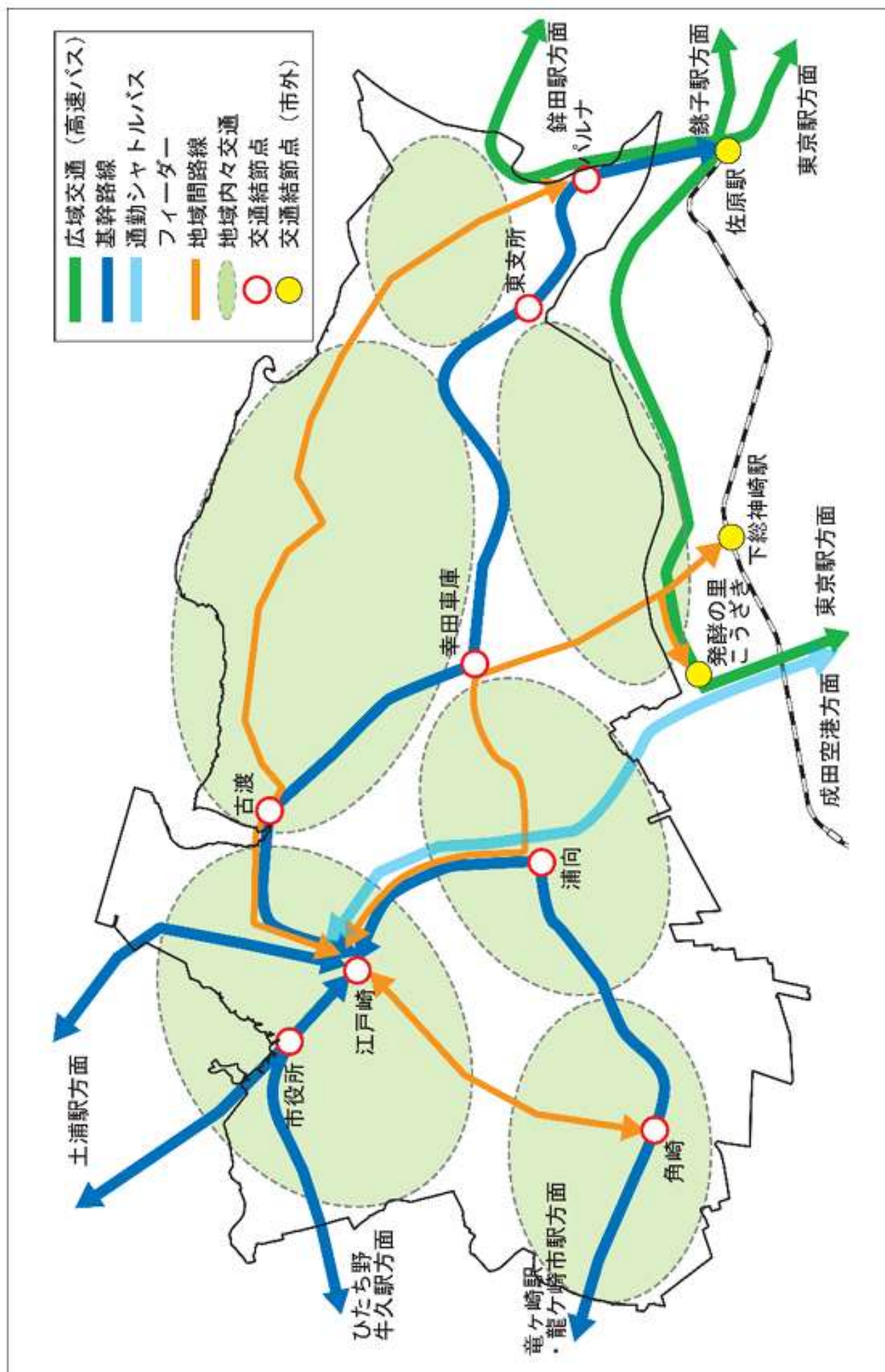
(2) 稲敷市地域公共交通計画（令和4年3月）※現在見直し中

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、地域の公共交通のあり方を明確にし、地域の旅客運送サービスを持続的に確保できるよう定める計画です。

この計画では、人口減少・高齢化が進展する中でもキラッと光る持続可能な交通サービスの提供を基本理念とし、次のような基本方針を示しており、本計画では特に「まちづくり事業との連携」に関する基本方針との整合性を考慮する必要があります。



図-3 公共交通ネットワークイメージ



(3) 持続可能な地域づくりプラン

令和4年4月1日から市全域が「過疎地域」として指定されたことを受け、今後のまちづくりのあり方について抜本的な見直しを行うため、市民参画により令和4年12月に策定しました。

この計画では、計画の策定にあたり、市民を交えたワークショップに基づき、5つの基本的な考え方を示しており、公共施設再編においては、②と④との整合性を考慮する必要があります。

①広域から日常生活までの異なるスケールのまちづくりを考える

まちづくりの抜本的な見直しを行うため、東京やそれに接続する周辺都市部をはじめ、市内4地域、さらにその中の日常生活エリアなど、異なるスケールごとのまちづくり、地域づくりのあり方を明確にします。

⇒広域・骨格レベルのまちづくり（東京・周辺都市部との接続、地域間ネットワーク）

⇒地域・生活レベルのまちづくり（個性ある地域づくり、生活の利便性、潤いある生活圏）

②複数の機能を集約した拠点をつくる

人口減少や高齢化が進む中で、生活に必要な機能の集積を図るため、複合的な機能を有する拠点を形成します。なお、拠点づくりには公有地の利活用も視野に進めていきます。

⇒暮らしの拠点（行政サービス、日常的な買物、医療・福祉）

⇒賑わいの拠点（娯楽、観光・交流、産業）

⇒交通の拠点（路線バス、コミュニティバス、待合）

③市民や企業の参画を促進し地域資源を活用する

地域の暮らしや産業、自然環境等に注目し、市民や企業の参画により、個性ある資源を活用した地域づくりを図ります。

⇒地域の暮らし方や産業に注目する

⇒市民や企業の参画を促進する

⇒地域の魅力を発信する

④地域特性に合ったコミュニティを再生する

地域で暮らし続けられる環境を維持するため、地域のライフスタイルなど、地域の特性にフィットしたコミュニティの再生を図ります。

⇒地域で暮らせる環境をつくる

⇒世代間のつながりをつくる

⇒移住・定住者とのつながりをつくる

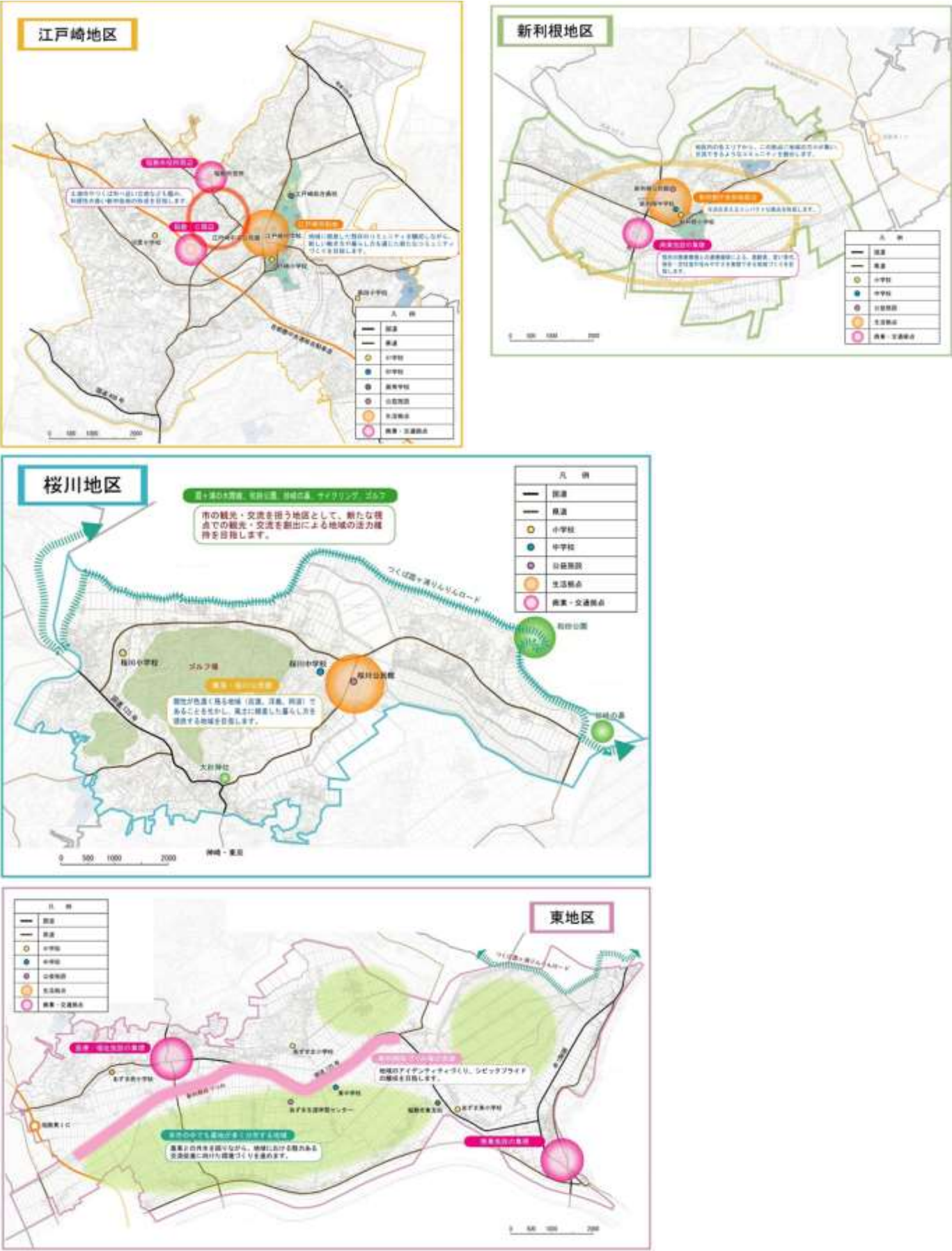
⑤社会の変化に対応する

近年急速に進むデジタル技術を積極的に取り入れるとともに、環境共生や持続可能な発展といった社会的要請に対応できる地域づくりに取り組みます。

⇒デジタル技術を活用して利便性を向上させる

⇒環境共生や持続可能性に配慮する

図-4 各地区の地域づくりのイメージ



(4) 稲敷市都市計画マスタープラン（平成 22 年 3 月 ※現在見直し中）

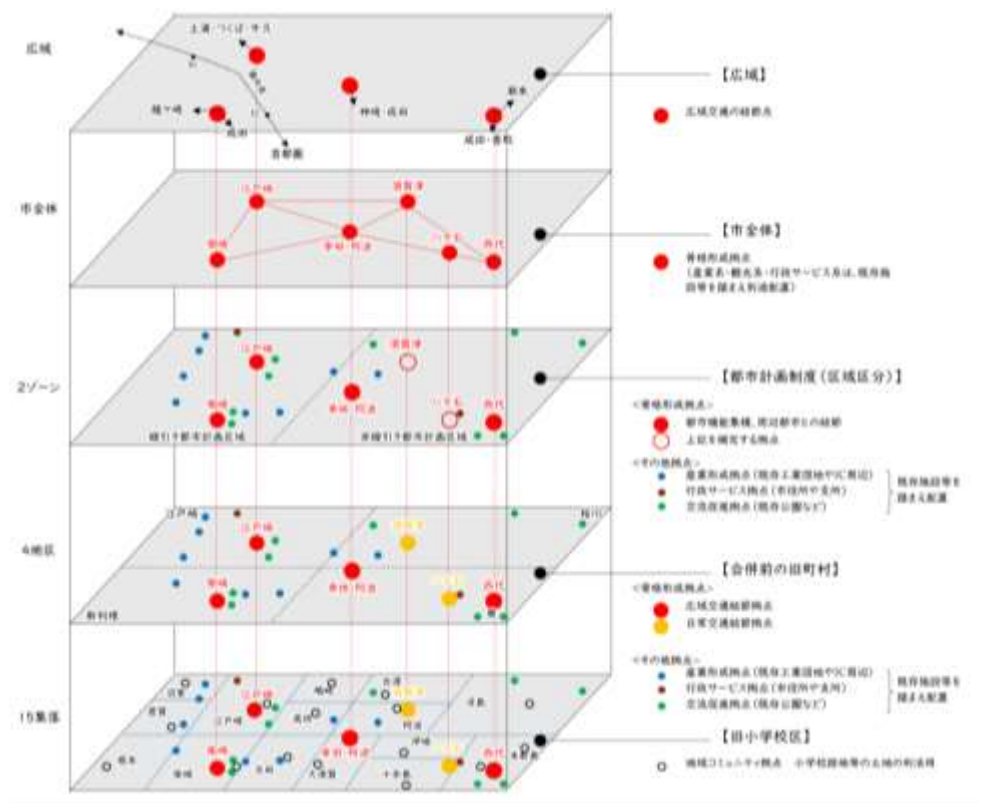
都市計画マスタープランは、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市計画の総合的・長期的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるものです。本市では、現在都市計画マスタープランの見直しを行っていますが、拠点配置については、次のように示しています。

① 将来都市像（案）

令和 7 年度末の策定を目指し、現在の都市計画マスタープランが策定されています。令和 6 年度には市全体の議論を行い、令和 27 年（2045）を計画年次とした将来都市像（案）が示され、市全体の都市づくりの方向性が見えてきた状況です。

この将来都市像（案）においては、持続可能な都市構造の転換を図るため、集約・拠点化に重点が置かれ、内外の交通ネットワークの交通結節点として 4 つの骨格形成拠点（広域交通結節系）と、この骨格形成拠点（広域交通結節系）を補助し、市内の交通結節点として 2 つの骨格形成拠点（日常交通結節系）が位置づけられています。

図-5 拠点配置の検討にあたっての考え方



▼拠点配置の考え方

単 位	拠点配置の考え方
市全体	□骨格形成拠点：市民の生活を支える市街地を有する拠点 ・ 広域交通結節系：市全体を対象とした多様な都市機能が集積し、周辺都市との結節点となる拠点 ・ 日常交通結節系：日常生活に必要な都市機能を維持し、地域の交通の結節点としての役割を果たしながら骨格形成を促進する拠点
都市計画制度	□産業形成拠点：本市の産業をけん引する工業団地を中心とした拠点 □行政サービス拠点：本市の行政機能を効率的・効果的に提供する拠点 □交流促進拠点：豊かな自然環境を保全・活用し、人々との交流を育む拠点
合併前の旧町村	□地域コミュニティ拠点：小学校跡地等の一団の土地の利活用により、集落の活性化を支える拠点

②機能強化の対象となりうる拠点の整理

将来都市像においては、以下の４つの骨格形成拠点（広域交通結節系）と、２つの骨格形成拠点（日常交通結節系）が検討・位置づけられています。

▼機能強化の対象となりうる拠点の概要

地区区分	拠点の範囲	骨格形成 拠点の名称	系統区分	
			広域	日常
江戸崎地区	①江戸崎商店街を中心とした既存市街地 ②既存パイパスに滲み出てきた新市街地 ③新たなパイパス建設に伴うポテンシャルの高まりがあるエリア	○江戸崎骨格形成拠点	●	
新利根地区	①新利根地区の行政施設をはじめ、柴崎住宅エリア等が立地する既存市街地 ②隣接した角崎地区（地区計画エリア） ③既存市街地に隣接した新利根運動公園	○新利根骨格形成拠点	●	
桜川地区	①桜川のコミュニティの中心となっている桜川公民館エリア ②近接した桜川中学校エリア	○桜川根骨格形成拠点		●
東地区	①既存の光葉住宅団地エリア ②門前町として発展した阿波市街地 ③県道龍ヶ崎潮来線・国道 125 号線の交差する都市機能立地エリア	○幸田・阿波骨格形成拠点	●	
	①既存の大規模商業施設の集積エリア ②既存の西代住宅エリア ③国道 125 号線沿線の生産工場立地エリア	○西代骨格形成拠点	●	
	①運動公園をはじめ、東地区の公共エリア ②近接する東中学校エリア	○佐原組新田・八千石骨格形成拠点		●

(5) 稲敷市地域防災計画（令和7年3月）

稲敷市地域防災計画では、災害等の発生により居住場所を確保できなくなった被災者に対しての受け入れ保護を目的として、指定避難所を指定しています。また、指定避難所については、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくとしています。

表-3 市内指定避難所・指定緊急避難場所一覧

■江戸崎地区

No.	指定避難所 兼指定緊急避難場所	住所	電話番号	対象災害
1	江戸崎中学校	江戸崎甲 2595	029-892-2800	震・洪
2	江戸崎小学校	江戸崎甲 3194	029-892-2200	震・洪
3	沼里小学校	沼田 2661-1	029-892-2042	震・洪・土
4	教育センター（旧）鳩崎小学校	佐倉 1356-1	029-892-2852	震・洪・土
5	高田小学校	高田 854	029-892-2242	震・洪・土
6	認定こども園えどさき	高田 930-1	029-893-0840	震・洪・土
7	君賀コミュニティセンター	下君山 378	029-892-3323	震・ ・土
8	沼里コミュニティセンター	蒲ヶ山 2452	029-892-7144	震・洪・土
9	鳩崎コミュニティセンター	鳩崎 1075-1	029-892-7505	震・洪・土
10	高田コミュニティセンター	高田 989-4	029-892-8611	震・洪・土
11	江戸崎体育館	荒沼 3-1	029-892-8661	震・▲・土
12	江戸崎中央公民館	江戸崎甲 2148-2	029-892-4110	震・洪・土
13	保健センター	江戸崎甲 1990	029-840-5170	震・洪・土
14	江戸崎福祉センター	江戸崎甲 1992	029-892-5711	震・洪・土
15	県立江戸崎総合高等学校	江戸崎甲 476-2	029-892-2103	震・洪・土
16	江戸崎地区児童クラブ	江戸崎甲 3277-1		震・ ・土

■新利根地区

No.	指定避難所 兼指定緊急避難場所	住所	電話番号	対象災害
17	新利根小学校	柴崎 7218-4	0297-87-2095	震・洪・土
18	新利根中学校	柴崎 7139	0297-87-2071	震・洪・土
19	（旧）根本小学校	上根本 3301		震・洪・土
20	新利根幼稚園	上根本 3301	0297-87-3177	震・洪・土
21	新利根公民館（地区センター）	伊佐津 3239-1	029-892-2000	震・洪・土
22	いこいのプラザ	太田 1002	0297-63-1004	震・ ・土
23	新利根地区児童クラブ	柴崎 229	0297-87-6100	震・洪・土
24	新利根総合運動公園※	伊佐津 3280	029-892-2000	震・洪・土

■桜川地区

No.	指定避難所 兼指定緊急避難場所	住所	電話番号	対象災害
25	桜川中学校	下馬渡 770	029-894-2172	震・洪・土
26	(旧)阿波小学校	阿波 1240		震・洪・土
27	(旧)浮島小学校	浮島 3650		震・洪・土
28	(旧)古渡小学校	古渡 2166		震・洪・土
29	桜川小学校	柏木 4-5	029-894-2080	震・洪・土
30	桜川こども園	古渡 305	029-894-2013	震・ ・土
31	桜川公民館 (地区センター)	須賀津 208	029-892-2000	震・ ・土
32	桜川総合運動公園※	柏木 4-5	029-894-3600	震・洪・土
33	桜川地区児童クラブ	柏木 4-5	029-892-2000	震・洪・土

■東地区

No.	指定避難所 兼指定緊急避難場所	住所	電話番号	対象災害
34	東中学校	八千石 77	0299-79-2206	震・▲・土
35	あずま東小学校	佐原下手 1-1	0299-78-3138	震・▲・土
36	(旧)新東小学校	本新 218-10		震・▲・土
37	あずま北小学校	伊佐部 1673	0299-79-0033	震・洪・土
38	あずま西小学校	福田 1125	0299-79-2804	震・▲・土
39	みのり幼稚園	結佐 2534-8	0299-78-2116	震・ ・土
40	ゆたか幼稚園	福田 1169	0299-79-1416	震・洪・土
41	あずま生涯学習センター	佐原組新田 1596	0299-79-0053	震・▲・土
42	東支所	結佐 1545	029-892-2000	震・▲・土

■福祉避難所一覧

No.	福祉避難所	住所	電話番号	対象者	対象災害
1	保健センター (再掲)	江戸崎甲 1990	029-840-5170	高齢者	震・洪・土
2	江戸崎福祉センター (再掲)	江戸崎甲 1992	029-892-5711	高齢者	震・洪・土
3	ハートピアいなしき	佐原組新田 1540-1	0299-79-3737	障がい者	震・ ・土

※指定緊急避難場所のみ

<対象災害用語説明>

震…地震災害 洪…洪水災害 土…土砂災害

▲…洪水時には、当該施設の2階以上を指定緊急避難場所としてのみ使用する。指定避難所とはしない

Ⅲ 公共施設再編の方針について

1. 本市の特性を踏まえた公共施設再編の考え方

昨年度までの取組経緯、各種計画との関連を踏まえ、令和6年度には「公共施設再編に関する検討支援業務」を実施しました。具体的には、施設をどのように配置し、各々の施設にどのような機能を持たせるかの方針を定めるとともに、特に利用者が少なく利用率が低い施設については廃止の方針を定める、本市の公共施設再編に係る基本的な考え方を以下の通り整理しました。

全市単位	○施設の利用者数の減少からも施設の統廃合が急務です。 ○統廃合にあたっては、施設の規模等から市全域を利用対象者とする施設は複合化するなど、集約してコストの削減を図りつつも、できるだけ市民ニーズに対応できるようサービスの確保を図ります。
地区単位	○地域に身近なサービスを提供する施設については、運営手法の工夫により維持できる場合については、各地区（中学校区＝旧町村）等を単位として配置します。

表-4 公共施設の機能構成と配置方針

公共施設の 区分	施設例	施設の機能						配置 方針
		行政 サービス	災害対応	保健・ 福祉	教育	余暇・ 健康	地域活動	
行政	■市庁舎	◎	◎					全市
	■東支所	◎	○					
文化 ・ 教育	■図書館 ■資料館				◎	○		全市
保健 ・ 福祉	■保健センター		○	◎		○		全市
	■福祉センター							
	■いこいのプラザ			◎				
	■ハートピアいなしき							
	■子育て支援センター※ ※新利根公民館・東支所内に設置			◎	○			
社会体育	■体育館 ■グラウンド		○		◎	○	○	全市 or
社会教育	■公民館 ■コミュニティセンター		○		◎	○	○	地区
その他	■笑遊館（観光交流施設）					○	○	その他

2. 公共施設再編の基本的な方策

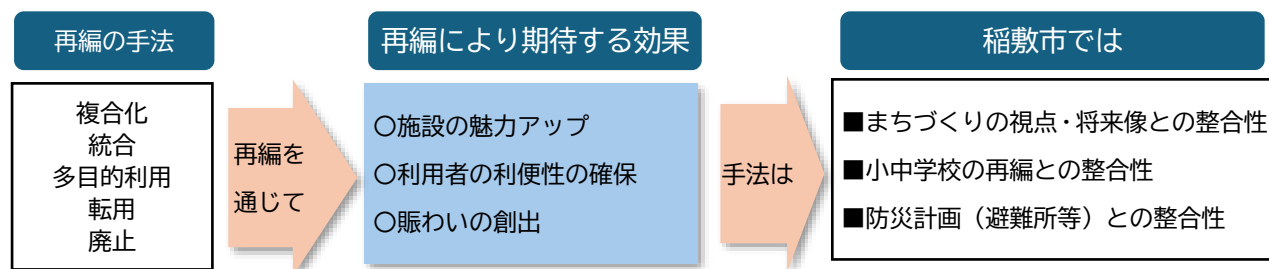
公共施設の再編においては、「複合化」、「統合」、「多目的利用」、「転用」、「廃止」などの方策があります。また、これらを組み合わせることにより、複数の施設を再編することもあります（「一部を廃止して残った施設を複合化する」など）。これらの再編方策の概要と特徴を整理すると、表-5 のようになります。

表-5 公共施設再編の基本的な方策

方 策		概 要	特徴の比較	
			メリット	デメリット
公共施設再編	複合化	○異なるサービスを一つの施設に集約する。 例) 公民館と学童保育施設を併設する。	○行政が管理すべき施設数(コスト)の減少。 ○施設の管理スペース、トイレ、階段、機械設備等を共用することができ、施設整備や改修に係る事業費が抑制できる。 ○日常的な管理業務の効率化ができる。 ○利用者利便性向上、利用者相互の交流が促進される。 ○施設の利用頻度の向上や賑わい創出ができる。	○専用の施設を整備する場合に比べ、専門性のある機能の確保が難しくなる。
	多目的利用	○一つの建物や部屋を、時間帯や曜日により異なる目的・用途で使用する。 例) 公民館の会議室をスポーツ団体である空手の団体が使用	○施設(部屋)の稼働率が向上する。 ○1つの施設(部屋)を多目的に利用することにより、施設規模の適正化、管理コストの抑制が可能になる。	○専用の施設を整備する場合に比べ、専門性のある機能の確保が難しくなる。
	統合	○同種のサービスを提供する複数の施設を再編し、施設数を減らす。 例) 合併前の庁舎を廃止し新庁舎へ統合する。	○人口減少や利用状況に合わせた、施設規模や配置が適正化できる。 ○施設規模の適性化により施設整備や改修に係る事業費や日常的な管理コストの抑制が可能になる。	○施設への行きやすさ、利用のしやすさが低下する。 ○利用者の重複により、施設利用(予約等)がしづらくなる可能性がある。
	転用	○利用されなくなった既存建物を活用し、従前とは異なるサービスを提供する。 例) 小学校跡地を産業施設に転用する。	○新しく建物を建築する場合と比べ、行政が所有・管理する施設の有効活用、施設数の抑制ができる。	○既存施設の規模や構造等による制約が生じる。
	廃止	○施設を廃止する。 例) 利用率の低い体育館を廃止する。	○行政の管理コストの抑制ができる。	○利用者の利便性が低下する。

公共施設再編にあたっては利用者数が少なく利用率の低い施設については、「複合化」、「統合」、「多目的利用」、「転用」、「廃止」といった方策で進めることが基本となります。しかしながら、再編の取組にあたっては、ただ施設を統廃合するのではなく、統合の中で「施設の魅力アップ」、「利用者の利便性の確保」、「賑わいの創出」を先進事例や優良事例等を参考に本市に合った取組を取り入れることを目指し、極力市民サービスの低下を招かないよう努めていくこととします。

また、再編の対象となる施設は指定避難所として位置付けられているものもあることから、防災計画との整合性を図るとともに、小中学校についても地域におけるまちづくりの拠点であるため、小中学校の再編との整合性を考慮しながら統廃合の取組を進めることとします。



3. 公共施設再編を行う際の視点

公共施設の再編においては、次のような視点に基づき再編方針を検討します。

①稲敷市の将来像との整合を図ること

市の最上位計画である第3次稲敷市総合計画などで示された将来都市像を踏まえ、将来の推計人口やまちづくりの方向との整合を図ります。

②拠点形成（上位計画で位置づけられた拠点への集約）を考慮すること

第3次稲敷市総合計画などの各計画では、複数の機能を持つ拠点を形成することが示されています。5ページで示したように各計画等を整理すると、市内拠点が形成されるエリアとして考えられ拠点形成を目指すエリアとして、稲敷市役所、江戸崎市街地、角崎、新利根庁舎跡地、桜川公民館、阿波・幸田、西代地区等での拠点形成を考慮することとします。

③小中学校再編との整合性を確保すること

小中学校の再編後、学校施設がなくなる地域では、避難場所の確保やコミュニティ形成などを考慮する必要があることから、既存施設の存続可能性や複合化を含めた施設整備を検討します。

④公共交通によるアクセスを考慮すること

拠点形成を進める中で、各拠点のアクセスを考慮することが不可欠であり、高齢化の進行を見据えると、公共交通によるアクセスの確保が重要になることから、地域公共交通計画との整合性に配慮することとします。

⑤浸水想定区域等のハザードエリアに立地する施設はその対策を明確にすること

広い浸水想定区域を持つ本市においては、ハザードエリアにおける市民の安全確保は最重要事項です。安心・安全な環境の中で市民が公共施設を利用できるよう、その防災対策を講じたうえで公共施設の再編や拠点形成を図ります。

4. 公共施設再編の基本方針（案）

このような考えに基づき、各公共施設再編の基本的な方針を以下に示します。2 ページで示した通り、利用率、利用者数の低い施設の統合から取り掛かることとし、具体的には、江戸崎地区コミュニティセンターと東農業者トレーニングセンターについて、代替施設の利用を念頭に廃止することとします。

表-6 公共施設再編の基本方針

公共施設の区分	対象施設	再編の基本方向
コミュニティセンター	鳩崎コミュニティセンター	○施設が老朽化しているとともに利用者も限定されているため、 <u>利用者への周知を図りながら、令和 9 年度をもって施設を廃止することとします。</u> それ以降は、各公民館等の利用をお願いすることとします。
	高田コミュニティセンター	
	沼里コミュニティセンター	
	君賀コミュニティセンター	
公民館	江戸崎中央公民館	○社会教育活動及び地域コミュニティの場として重要な役割を果たしていること、利用率も比較的高いことから、当面は適正な維持管理をしながら存続することとします。 ○あずま生涯学習センターのホールは各種イベントに対応できる設備等が整っていることから、令和 8 年 4 月を目途に営利利用を可とする施設への移行や運営体制を検討していきます。
	新利根公民館	
	桜川公民館	
	あずま生涯学習センター	
保健・福祉	保健センター	○社会福祉協議会の事務所や災害時の福祉避難所となっている福祉センター、健康診断等の保健事業を行う保健センター、高齢者の介護予防教室等を実施するいこいのプラザについては、 <u>必要不可欠な施設である一方、老朽化が進んでいることから、保健・福祉機能を持つ施設の複合化を念頭に将来的な配置方針を検討します。</u> ○必要不可欠な施設であり、当面は適正な維持管理をしながら存続することとしますが、将来的には他施設との複合化も含め、適正な配置を検討します。
	いこいのプラザ	
	福祉センター	
	ハートピアいなしき	
体育館	江戸崎体育館	○当面は適正な維持管理をしながら存続することとしますが、利用状況を踏まえながら、定期的に将来的な適正配置を検討していきます。
	新利根体育館	
	東農業者トレーニングセンター	○耐震基準を満たしておらず現在利用を中止していること、利用者が限定されており利用率も低いことから、 <u>今後改修工事は実施せず廃止することとします。</u>
屋外運動施設	江戸崎総合運動公園	○施設の利用状況や規模、そして小中学校の再編と歩調を合わせながら、 <u>学校施設の開放を含めた検討を進め、特に中学校の運動部活動との関連性も踏まえながら、市内 2 か所程度へ再編することと検討します。</u> ○廃止が見込まれることとなった施設で、維持管理コストが大きいナイター施設については、ナイター施設の使用状況等から改修の是非を判断することとします。
	新利根総合運動公園	
	桜川総合運動公園	
	浮島運動広場	
	東地区運動施設	
支所	東支所	○当面は適正な維持管理をしながら存続することとしますが、拠点形成等との整合性を考慮しながら適正な配置を検討します。
教育文化	図書館	○当面は適正な維持管理をしながら存続することとしますが、公共交通による市民の利便性や蔵書及び資料の適正な保管を考慮して、複合化を含めた今後の在り方を検討します。
	歴史民俗資料館	
子育て	子育て支援センター	○子育て世代の利便性等を考慮し、当面は現在の施設・機能を維持することとしますが、将来的には他施設との複合化も含め、適正な配置を検討します。
	子育て支援センターあずま	
産業	えどさき笑遊館	○当面は適正な維持管理をしながら存続することとします。適宜、まちづくりや社会情勢に合わせ、利活用方法を見直していきます。

表-7 稲敷市公共施設再編スケジュール（案）

総合計画年次			第3次総合計画													第4次総合計画									
			前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画					前期基本計画					中期基本計画				
施設名		築年	R6 再編 の検討	R7 調整	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25			
					再編計画(令和8～22年)		見直し検討							見直し検討		見直し検討									
コミュニティセンター	鳩崎コミュニティセンター	H4		施設廃止の周知期間			各 公 民 館 の 利 用 へ																		
	高田コミュニティセンター	H5		施設廃止の周知期間																					
	沼里コミュニティセンター	H4		施設廃止の周知期間																					
	君賀コミュニティセンター	H4		施設廃止の周知期間																					
公民館	江戸崎中央公民館	S61												利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討					利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討						
	新利根公民館	H9																							
	桜川公民館	H29																							
	あずま生涯学習センター	H16	市民会館化の 検討																						
保健・福祉	保健センター	H8			保健・福祉機能を持つ施設の複合化 を念頭に将来的な配置方針を検討									利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討					利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討						
	いこいのプラザ	H15																							
	福祉センター	H4																							
	ハートピアいなしき	H19									利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討									利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討					
体育館	江戸崎体育館	H6					利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討							利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討				利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討							
	新利根体育館	S63																							
	東農業者トレーニングセンター	S55	廃止																						
屋外運動施設	江戸崎総合運動公園				小中学校の再編と調整を取りながら 市内2か所程度に再編することを検討				江戸崎 小統合 (高田・沼里)		西部 中学校 開校		西部 小学校 開校		利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討										
	新利根総合運動公園																								
	桜川総合運動公園																								
	浮島運動広場																								
	東地区運動施設																								
支所	東支所	H9						利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討					利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討					利用状況を踏まえ 将来的な配置方針 を検討							
教育文化	図書館	H4																							
	歴史民俗資料館	H5																							
子育て	子育て支援センター（新利根公民館）																								
	子育て支援センター（東支所内）																								
産業	笑遊館	S4 (H24改修)																							

IV 長期的に見た公共施設再編の取組

世の中を取り巻く状況は急速に変化し続けており、本市においても急速な人口減少や高齢化の進展により、各公共施設の利用状況は急速に変化しています。このような状況に対応するためには、施設の利用状況を常に把握しながら、長期的な視点に立ち、最適な利用方法を検討することで市民サービスの低下を防ぐとともに、財政負担の軽減化に取り組んでいく必要があります。また、その中で、特に下記の視点にも留意しながら取組を進めていく必要があります。

■施設利用者との再編に関する合意形成

各公共施設においては、文化活動、スポーツ活動などで定期的な利用を行っている団体も多く、利用者の方々と公共施設再編の必要性や方向性、スケジュールなどについて合意形成を図ることが必要です。これらの方々との情報共有、説明を積極的に行うことで、合意形成を図っていきます。

■民間資金の活用

再編を進めるにあたっては、民間事業者の資金とノウハウを活用する PFI、指定管理者制度やネーミングライツ等の活用・導入を検討します。

■利用者の利便性の確保

今後、公共施設の再編を進めていくと、施設数が少なくなることから、利用したい施設から遠くなる市民が増加することが懸念されます。この状況に対応するため一部施設については、本年よりオンラインによる予約システム及びスマートロックシステムを導入しています。公共交通によるアクセスの確保、キャッシュレス決済の導入などにより、より施設を利用しやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

■跡地利用の検討

再編により使用しなくなった施設については、廃止後も土地や建物は行政財産として残るため、民間による利活用も含め、跡地利用についての検討を進めることとします。また、建物の維持が可能な場合には、民間利用の推進についても検討します。

■多面的利用の推進

公共施設の有効活用を促進するため、施設の複合化や集約化による利便性の向上やサービスの充実を図るとともに、教育施設の市民への開放など施設の多面的利用を検討します。

■浸水想定区域に立地する施設に対する考え方の整理

市域の半分が洪水浸水想定区域に含まれる本市では、当該区域に立地する公共施設も多くみられますが、これらの公共施設は、施設の安全性確保と市民の生活の利便性を両立させるため、ハード面およびソフト面からの対策を講じることが不可欠です。特に、ソフト面での対策は市民の協力が不可欠であることから、市民への適切な情報提供を行うことで市役所と市民が協働しながら、リスクを最小限に抑えるための方策を検討していきます。

■利用料金の適正化

公共施設の使用料については、地方自治法の中で「受益者負担の原則」の考え方が認められています。本市では、市町村合併以降一度も施設使用料の見直しは行われておりません。施設の維持管理コストが向上していること、施設の改修等による利便性の向上を踏まえた適正な負担額を検討するとともに、減免の範囲についても検証したうえで、必要に応じ見直しを行うこととします。

V 廃止対象施設利用者等に対する説明会の実施

■施設利用者等への説明会の実施

公共施設の再編、特に具体的に廃止になる施設については、現在施設を利用している利用者にとって、大きな影響があるため、丁寧な説明により理解を得ることが不可欠です。そのため、公共施設再編についての基本的な考え方と具体的に廃止の方針となる江戸崎地区コミュニティセンター及び東農業者トレーニングセンターについて、施設利用団体である社会教育団体や社会体育団体の方へ、下記のとおり説明会を実施しました。説明会は本年4月から7月までの間で計7回実施し、合計125名の方に参加いただきました。

説明会では、方針に影響するような大きな意見はなく、再編方針の基本的な考え方と江戸崎地区コミュニティセンター及び東農業者トレーニングセンターの廃止について、概ね了承を得ることができました。

1. 実施時期	令和7年4月10日（木）～7月23日（水）
2. 実施回数	7回
3. 参加者数	合計125名
4. 説明の概要（参考資料1をもとに説明）	(1) 稲敷市の状況 - 合併時には5.1万人だった人口が、少子高齢化の影響もあり、令和7年には3.7万人と27%減少。 - 現時点の予測では、今後10年間で人口は19%、市税収入は約23%減少する見込み。 (2) 社会教育施設・社会体育施設の種類の - 市内には各地区に公民館と、江戸崎地区にのみ4つのコミュニティセンターがある。 - 市内に3か所ある体育館のうち、東農業者トレーニングセンターのみ旧耐震基準である。 - 各施設の稼働率の集計結果を見ると、社会教育施設全体では稼働率が低く、施設の再編は急務。 (3) 施設利用者の状況 - 公民館、コミュニティセンター、体育館ともに利用人数は減少傾向である。 (4) 再編スケジュールの素案について - コミュニティセンターについては、施設が老朽化しており、また、利用者が限定されていることから、十分な周知を行ったうえで施設を廃止する。 - 稼働率が低く、旧耐震基準の東農業者トレーニングセンターは現在利用停止の措置をとっていることから施設を廃止する方針。 - 市内5か所の運動場について、小中学校の再編と調整を図りながら、将来的には市内2か所程度に再編することを検討。 - ナイター照明については、不具合が発生した場合には、ナイター利用状況等を加味し、改修の是非を判断していく。 - 先行きの見通せない状況であり、いずれの施設も5年に1回程度の見直しをしながら検討していく。

5. 各説明会で出た主な質疑・意見等

団体等	スポーツ協会（理事会）
日時	令和7年4月10日（木）19時25分～20時00分
参加者数	1名
質疑・意見等	・公民館や体育館は避難所としての機能も有していると思うが、その点も考慮してくのか。 →避難所等を管轄する危機管理課と調整しながら進めていく。 ・部活動関係の活動場所として体育施設が利用できるような形になればありがたい。 →閉校する学校の体育館は、避難所及び部活動関係等地域への開放という形でサービスの提供を検討していきたい。 ・屋外運動場について、東部エリアが西部に比べると施設の弱い印象がある。 →学校の再編や、部活動の活動場所などを総合的に勘案して決めていくことになるが、具体的な再編案はこれから検討していく。ただし、野球場の照明については、ナイターの利用状況や野球場の規模を考慮しながら、改修の是非を検討していく。

団体等	スポーツ推進委員（委嘱状交付式）
日時	令和7年4月14日（月）19時45分～20時20分
参加者数	21名
質疑・意見等	・公共施設の再編は何のためにやっているのか、財政のためなのか →当市の財政状況が、施設の維持費等の固定費で硬直化していくことが懸念される中、利用状況等を加味しながらどのように施設を残していくかを検討していかなければならない、という考えで進めている。 ・体育施設の利用率について、物価高騰が続いているが、見直す予定はないのか。 →公共施設再編により経費を削減したうえで、利用料金についても検討していきたい。 ・コミセン利用者、特に江戸崎地区の方々へはいつどのタイミングで説明をする予定なのか。 →文化団体の総会等が予定されている5月に説明を行う予定である。

団体等	スポーツ協会（総会）
日時	令和7年4月25日（金）19時28分～19時45分
参加者数	26名
質疑・意見等	特になし

団体等	文化協会（理事会）
日時	令和7年5月8日（木）11時05分～11時40分
参加者数	14名
質疑・意見等	・新利根地区でいうと周辺に成田や河内町、龍ヶ崎市があるため、市民は便利な所へ流れてしまいがちである。市内に憩いの場が無いと感じる。 →新利根地区の方は龍ヶ崎、東地区の方は香取・潮来、江戸崎・桜川地区の方はつくば・土浦といわゆる遠心力で人が動いている状況だが、公共施設についても資源を集中して市民の方に寄り添った形で魅力のある地域をつくっていききたいと考えている。

団体等	文化協会（総会）
日時	令和7年5月23日（金）14時45分～15時05分
参加者数	32名
質疑・意見等	・施設利用者の高齢化により、今後免許返納等の動きがある中で、施設の再編に合わせて「足の問題も」検討していきたい。 →再編前後で全く不便にならないとは言いきれないが、市民の皆さまの影響を少しでも軽減できるよう、公共交通担当課と連携し、横断的な計画を立てていきたい。

団体等	コミュニティセンター利用者
日時	令和7年6月6日（金）19時00分～19時29分
参加者数	14名
質疑・意見等	・選挙でも利用している施設だが、建物は残していくということか？ →平成初頭に建築したものであり、耐震性能を有していることから、建物を残すことを前提として、民間の活用を検討していきたい。ただし、建物や設備の修繕の必要性や維持管理経費等を鑑みて、場合によっては解体ということも否定はできない。 ・コミセンを縮小していくことはやむを得ないと思うが、今コミセンを利用している団体が、公民館に移動した場合でも、公民館の開館日の中で収まる計算なのか？ →稼働率から判断すれば収まるシミュレーションである。ただし、場合によっては、今と同じ曜日、同じ時間帯での利用が難しい場合もあることはご了承ください。 ただし、団体間で利用時間がかぶってしまった場合でも、新利根・桜川・東の施設まで広げれば、予約は可能と思われる。

団体等	老人クラブ連合会（役員ほか）
日時	令和7年7月23日（水）13時57分～14時38分
参加者数	14名
質疑・意見等	・コミュニティセンターについて、利用者がいても全て令和9年度末で廃止されてしまうのか？ ・コミセン等の公共施設については、地区で買いたいという要望があれば、地区の責任で買って、管理をしていけば良い。 ・全部公共でやろうとすると、施設の利用方法にも縛りが出てくるので、民間への払下げ等も検討してみても。 →人口減少・今後の財政状況を加味すると、施設の統廃合は必要となる。施設の廃止といっても、全てを潰してしまうというわけではなく、民間利用等で維持管理していく方法もある。現在の素案では令和9年度末で廃止の予定だが、建物を使いたいという需要があれば、民間に譲渡などをして、施設の一部を地元で開放したり、災害時には避難所として開放したりする手法もあるので、今後、検討をしていく。 ・高田のコミセンは児童クラブでも利用しているが、今後の対応は？ →教育委員会と児童クラブを所管することも支援課と協議しており、高田小学校の中で、実施する方向で進めている。 ・施設の統廃合により、今まで近かった施設が遠くなり、高齢者の場合は交通の問題があると思う。 →今後、公共交通を見直していく中で、市全体で検討していきたい。 ・市役所ではそれぞれが縦割りで仕事をしているが、関連する部局を横に繋いで、意見を取り入れながら進めてほしい。例えば健康づくりの部局ではシルバーリハビリ体操をやっているが、公民館等の施設が無くなってしまうと近所の人を集められなくなってしまうと思う。 →シルバーリハビリ体操の活動場所である他、避難所や投票所の問題もあるので、しっかりと横の連携を持ちながら進めていきたいと考えている。 ・受益者負担の観点から適切な利用料を徴収し、維持をしていくという方法が一番良いと思う。 →今後、複合施設や市民会館化の議論を進めていく中で、利用料を徴収する仕組みについても合わせて検討していきたい。

※下線部の回答は、今後検討していくとして引き取らせていただいたものです。（合計9件）

内訳：公共交通関係 2件

施設使用料関係 2件

避難所関係 2件

屋外運動施設（ナイター）関係 1件

民間活用関係 1件

組織体制関係 1件

VI 公共施設再編に向けた今後の取組

■今後の公共施設再編の背景

- 本市の歳入については、人口減少や高齢化により長期的に減少することが見込まれます。一方で、社会保障費やインフラの維持に係る歳出は増大すると考えられることから、公共施設の数と量については、人口やコストを考慮しながら適正化を図る必要があります。
- ・今回、利用率の低い江戸崎地区コミュニティセンターと東農業者トレーニングセンターを廃止しますが、引き続き、保健福祉施設や屋外運動施設等の統廃合について検討する必要があります。
- ・教育施設については、廃止した後に速やかに利活用を検討するため、用途廃止の時期を見据えた利活用の検討が必要です。
- 今後、人口減少等の要因により行政区の在り方が見直され、各行政区の規模が大きくなることも想定されます。その場合、廃止された公共施設を大きくなった行政区の集会所として利活用することは、一つの有効な手段であると考えられます。将来的に廃止された公共施設は、公共・地域利用、又は民間利活用に供することが基本的な方向になると考えられます。

■公共施設再編に向けた今後の取組

- 今後の公共施設再編に向けては、今回廃止することとした江戸崎地区コミュニティセンター及び東農業者トレーニングセンター以外の施設についても、継続して再編に取り組む必要があります。そのため、教育施設の統廃合との整合性を考慮しながら、統廃合の時期に合わせ遅滞なく再編を進めることができるよう検討を進めていきます。
- 今回廃止の方針を決定する江戸崎地区コミュニティセンター及び東農業者トレーニングセンターに、今後小中学校の再編で閉校となる見込みの施設を合わせると、平成 27 年度の総合管理計画策定時と比較して令和 16 年度末の施設数は、施設数で 214 施設から 186 施設へ 28 施設の減、延床面積で 191,817 m²から 122,164 m²へ 69,653 m²の減少となる見込みで、総合管理計画で掲げる当面の目標は達成することとなります。しかしながら、人口減少や財政状況といった市を取り巻く状況は目まぐるしく変化し先行きが不透明であるため、再編の取組は状況の変化に合わせて継続していく必要があります。
- 今後統廃合の対象となる施設には、保健福祉施設のように機能的には存続させるべきではあるものの老朽化が著しい施設がある一方、学校施設のように耐震性能を有し比較的築年数が浅いものの教育現場としての役割を終える施設もあります。今後、施設の再編を進めるにあたっては、比較的築年数が浅い施設への保健福祉施設等今後とも存続させるべき施設の統合、用途変更を検討するほか、民間利活用も積極的に検討していきたいと考えております。このような取組により、本来の利用目的は終えてしまった施設を、別の用途や民間利用により活用していくことで、本市全体の公共建築物の有効活用を考えていく必要があります。

■公共施設再編検討に向けた実効性のある組織体制について

- 今回定めた再編方針の考え方をもとに、専門的知見を有した例えば大学関係者等の外部有識者をアドバイザーとする「稲敷市公共施設等適正規模検討委員会（以下、「検討委員会」と言う。）」を組織し、その中で実効性のある検討を継続的に実施し、施設の具体的な統廃合等一定の方針が定まった段階で、市民の方等が参画する市民会議に諮っていききたいと考えております。

○特に、早急に検討を開始する必要がある保健福祉施設や屋外運動施設については、現在、各施設所管部署からの要望を取りまとめており、検討委員会での検討を経て具体的な方針が決まった段階で、市民会議に諮っていきたいと考えております。